

---

プロジェクト **税効果会計**  
項目 **検討の進め方について**

---

**本資料の目的**

1. 平成 25 年 12 月 12 日に開催された第 277 回企業会計基準委員会において、基準諮問会議からの提言を受け、今後、現在日本公認会計士協会（JICPA）で作成されている税効果に関する実務指針を、本委員会に移管すべく審議を行うこと、また、それにあたり税効果会計専門委員会を新設することの提案がなされ了承された。本資料は検討の進め方の案を記載している。

**基準諮問会議からの提言（第 277 回企業会計基準委員会）**

2. 基準諮問会議からの提言の内容は、以下のとおりである。

**税効果会計に関する指針**

日本公認会計士協会（以下「JICPA」という。）の「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（監査委員会報告第 66 号）の会計に関する部分について、貴委員会に移管すべく審議を行うことを新規テーマとして提言いたします。なお、当該審議を行う際には、JICPA における税効果会計に関する会計上の実務指針及び他の監査上の実務指針（会計に関する部分）についても、貴委員会に移管すべく審議を行うことを提言いたします。

**（提言の経緯）**

平成 24 年 11 月に開催された第 16 回基準諮問会議において「繰延税金資産の回収可能性（JICPA 監査委員会報告第 66 号関連）」に関する新規テーマの提案を受け、その後、平成 25 年 3 月に開催された第 17 回基準諮問会議及び平成 25 年 7 月に開催された第 18 回基準諮問会議において検討が行われた。その結果、貴委員会に本件に関する調査の依頼を行った。

平成 25 年 11 月に開催された第 19 回基準諮問会議において、貴委員会より、当該調査に関する報告を受け、当該報告に以下の記載が含まれている。

「監査委員会報告第 66 号の会計処理に関する部分については、今回の基準諮問会議における議論及び本調査報告を踏まえ、ASBJ に移管すべく審議を行うことが適切と考えられる。その際、税効果関係の実務指針である会計制度委員会の実務指針、監査・保証実務委員会の実務指針双方について審議を行うことが適切と考えられる。」

第 19 回基準諮問会議では、これらの記載に賛同する意見が多く聞かれ、上記の新規テーマの提言を行うこととなった。

### 本委員会の新規テーマとしての決定（第 277 回企業会計基準委員会）

3. 基準諮問会議からの提言を受け、本委員会では新規テーマとして取り上げることとした。以下は、委員会資料の抜粋である。

- 上記提言は、当委員会から基準諮問会議への調査報告を踏まえたものであり、同提言を受け、税効果会計に関する適用指針の開発を新規テーマとすることとし、JICPA における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針（会計に関する部分）について移管すべく審議を行うこととしてはどうか。
- 同テーマについては、相当な作業量を要することが想定され、その重要性を踏まえ、新たに税効果会計専門委員会を設置してはどうか。
- なお、検討にあたっては、現在の JICPA の実務指針が実務に定着していることを考慮すると、その内容を踏襲することを含め検討することが考えられるが、同時に、現状における問題点の指摘についても、実務における影響を十分に考慮して検討を行うことが必要と考えられる。

### 検討の対象

4. 前項に記載のとおり、今後、JICPA における税効果会計に関する会計上及び監査上の実務指針（会計に関する部分）について移管すべく審議を行うこととなる。現在 JICPA で作成されている会計上及び監査上の実務指針は、以下のとおりであり、これらが検討の対象となる。なお、監査・保証実務委員会関係の実務指針については、会計処理に関する部分が対象となる。

#### <会計制度委員会関係>

- (1) 「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第 6 号）
- (2) 「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第 10 号）
- (3) 「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第 11 号）

(4) 「税効果会計に関する Q&A」(会計制度委員会)

<監査・保証実務委員会関係(会計処理に関する部分が含まれるもの)>

- (5) 「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(監査委員会報告第 66 号)
- (6) 「その他有価証券の評価差額及び固定資産の減損損失に係る税効果会計の適用における監査上の取扱い」(監査委員会報告第 70 号)

### 検討の進め方

5. 第 3 項に記載のとおり、第 277 回企業会計基準委員会の委員会資料では、「検討にあたっては、現在の JICPA の実務指針が実務に定着していることを考慮すると、その内容を踏襲することを含め検討することが考えられるが、同時に、現状における問題点の指摘についても、実務における影響を十分に考慮して検討を行うことが必要と考えられる。」とされている。
6. 本委員会は、第 19 回基準諮問会議(平成 25 年 11 月)において、繰延税金資産の回収可能性の会計処理に関する調査の報告を行っているが、当該報告の「現状の取扱いを変更した場合の財務諸表の作成実務及び監査実務に与える影響」に記載されているように、関係者から、現在の取扱いを変更することを懸念する意見が聞かれている。
- また、同報告の「現状の取扱いを変更したことにより生じる財務数値の変動が諸制度に与える影響」に記載されているように、繰延税金資産の金額は、諸制度に深く関連しているため、会計処理の取扱いを変える場合、その影響について慎重に検討を行う必要があると考えられる。
7. 一方で、同報告の「現状の取扱いを変更した場合の財務諸表の作成実務及び監査実務に与える影響」に記載されているように、現状の取扱いに対する様々な問題意識が聞かれている。
8. これらを踏まえると、「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(監査委員会報告第 66 号)については、現在の内容を踏襲することを基本としつつ、現状の取扱いに対する課題の洗い出しを行い、必要に応じて、取扱いを修正したうえで移管することが考えられる。

また、その他の JICPA の税効果に関連する実務指針についても、移管するにあたっての課題の有無の確認は必要と考えられるため、同様の進め方とすることが考えられる。

9. 具体的には、以下の進め方としてはどうか。
- (1) 税効果会計専門委員会の専門委員に対して、第4項に掲げた税効果に関する実務指針について、現状の取扱いに関する課題の洗い出しを依頼する。
  - (2) 税効果会計専門委員会専門委員から、現状の取扱いに関する課題が指摘された論点については、税効果会計専門委員会において、取扱いの見直しを行うか否かについて審議を行う。
  - (3) 特に現状の取扱いに関する課題の指摘がない項目については、原則として、現在の JICPA の実務指針の内容を踏襲し移管する。

ディスカッション・ポイント

検討の進め方について、ご意見があれば頂きたい。

以 上